附録第七号九十三の項から九十五の項までを次のように改める。

87	戸籍事項欄	令和拾五年弐月九日編製㊞	
88	妻の新戸籍	妻の身分事項欄	令和拾五年弐月五日夫甲野義太郎と協議離婚届出同月九日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞
89	夫婦の戸籍の右	同	令和拾五年弐月五日夫義太郎と協議離婚届出京都市北区小山初音町二十番地に新戸籍編製につき除籍㊞
93	戸籍事項欄	令和拾参年七月四日戸籍法七十七条の二の届出㊞ 令和拾参年七月六日編製㊞	
94	妻の新戸籍	妻の身分事項欄	令和拾参年七月四日夫甲野義太郎と協議離婚届出㊞ 同日戸籍法七十七条の二の届出同月六日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞
95	夫婦の戸籍の右	同	令和拾参年七月四日夫義太郎と協議離婚届出㊞ 同日戸籍法七十七条の二の届出京都市北区小山初音町二十番地に新戸籍編製につき除籍㊞
離婚の際の氏を称する届	夫婦本籍の地	右	
（離婚の届出と同時に妻から届出があり新戸籍を編製する場合）			

附録第七号百二の項を次のように改める。

102	戸籍事項欄	令和拾四年壱月参拾日親権者を父と定める旨父母届出同年弐月参日東京都千代田区長から通知㊞	
右（子が父又は母と戸籍を異にする場合）	子の戸籍	右	
同			

附録第七号百六の項を次のように改める。

106	戸籍事項欄	令和拾五年弐月六日親権者を父と定める裁判確定同月九日父届出同月拾壱日横浜市中区長から通知㊞	
裁判により親権者に指定する届	非本籍地	右	
		同	

附録第七号百十四の項を次のように改める。

114	戸籍事項欄	令和八年拾月拾九日親権者母の職務執行停止の裁判発効同月弐拾壱日代行者東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野梅吉選任の裁判発効同月弐拾四日嘱託㊞	
親権者の職務執行停止及び代行者選任の裁判発効により嘱託		右	
		同	

附録第七号百三十九の項及び百四十の項を次のように改める。

139	戸籍事項欄	令和拾五年弐月拾日消除㊞	
右（全員除籍により戸籍を消除する場合）	死亡者の身分事項欄	令和拾五年弐月六日午前五時横浜市中区で死亡同月九日同居者丙原正作届出同月拾日同区長から通知除籍㊞	
同	非本籍地	右	
		同	
140	戸籍事項欄	令和拾五年弐月拾日消除㊞	
右（全員除籍により戸籍を消除する場合）	死亡者の身分事項欄	令和拾五年弐月六日午前五時横浜市中区で死亡同月九日同居者丙原正作届出同月拾日同区長から通知除籍㊞	
同	非本籍地	右	
		同	

附録第七号百四十六の項から百五十の項までを次のように改める。

146	戸籍事項欄	令和拾六年壱月七日婚姻前の氏に復する届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	
生存配偶者の氏復氏の届	復氏者の身分事項欄	令和拾六年壱月七日婚姻前の氏に復する届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	
	婚姻前の戸籍	右	
		同	
147	戸籍事項欄	令和拾六年壱月七日婚姻前の氏に復する届出同月拾日京都市北区長から通知同区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍㊞	
生存配偶者の氏復氏の届	復氏者の身分事項欄	令和拾六年壱月七日婚姻前の氏に復する届出同月拾日京都市北区長から通知同区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍㊞	
	婚姻後の戸籍	右	
		同	